

高齢者支援のための実態把握関連事業の実施方法の見直しについて

区では、民生委員による高齢者調査の実施や職員による災害時個別避難支援計画書の作成など、高齢者個々の生活実態や状況把握を踏まえた支援に努めてきた。

今後、対象となる高齢者数が増加する中で、災害時個別避難支援計画書の初めての更新期を迎えており、また、いわゆる「8050問題」等の新たな課題への対応のため、下記の通り実施方法の見直しと工夫を行うこととした。

記

1. 今後の取り組み

(1) 高齢者調査の見直し

○高齢者調査では、75歳未満の単身世帯の不在率が高く、これまでの実態調査では、70歳から74歳の単身世帯の9割が、就労や外出、家事などで自立した生活が行われていることが明らかになってきているため、虚弱者を除き調査対象世帯の見直しが必要となっている。そのため、より見守りや支援が必要な方への訪問調査を充実させるため、単身世帯の対象年齢を現行の70歳以上から75歳以上に引き上げる。なお、虚弱等による本人希望や民生委員が必要と認める世帯については、引き続き対象世帯とする。

○本調査で得られた情報を見守り対象者名簿（避難行動要支援者名簿）に効率的に反映させ、より精度の高い名簿づくりを行うため、調査実施時期を1か月ほど早め、4月～6月に実施する。

○また、これにより、近年の気象傾向を踏まえた、民生委員活動の安全確保を図る。

(2) 災害時個別避難支援計画書の更新

○災害時個別避難支援計画の更新を4年ごととしており、今年度は、平成27年度の災害時個別避難支援計画書作成対象者約2,700名分について、更新作業を行う。

○調査は郵送回答を基本とするが、未提出世帯や高齢者調査で不在未了世帯については職員が訪問調査を行い、実態把握と計画作成の支援等を行う。

(3) 「8050問題」等への対応の検討

○高齢の親と中高年の子ども等で構成し、何らかの課題を抱えながら、社会

から孤立しているいわゆる「8050問題」について、相談事例等を分析するとともに、区保有データの活用による対象世帯の把握方法等について検討を行い、アウトリーチチームによる支援、相談窓口の周知などを進めていく。

(4) 見守り協定事業者とのネットワークの強化

○現在、9事業者と見守り協定を締結しているが、今後も、業種団体等に働きかけを行い、協力事業者を増やしていく。

○町会・自治会、協力事業者及び関係機関等の活動に関する情報交換や共有を促進するため、活動団体の懇談会や、ニュース発行等を行い、活動の充実、見守りネットワークの強化を図る。

2. 高齢者の実態把握関連事業に伴う役割等

(1) 町会・自治会（防災会）

○日常生活やパトロール等の活動による、地域の高齢者の緩やかな見守り

○見守り対象者名簿を活用した、70歳以上単身世帯、75歳以上のみの世帯の見守り

○緊急時の区への連絡通報

○区や関連機関等が行う、高齢者の安全や安心を確保するための各種の広報事業への協力

(2) 民生委員

○担当区域の高齢者の状況把握と相談対応

○より支援が必要となる75歳以上の高齢世帯の実態把握

○緊急時の区への連絡通報

(3) 事業者

[見守り協定を締結している事業者]

○業務中の見守りと区への連絡通報

[介護支援事業所]

○区の委託を受け、担当している高齢者の災害時個別避難支援計画書の作成の相談支援

(4) 区

○町会・自治会、防災会、民生委員の見守り活動、訪問調査活動を支援するため、名簿を作成し提供する。

○高齢者調査や災害時個別避難支援計画書作成にあたり、不在未了や未回答、調査拒否等の世帯について、訪問等により実態を把握する。

○アウトリーチ活動により、必要な支援が受けられていない世帯を早期に見出し支援につなげるとともに、発見しにくい、自ら相談に訪れない世帯の把握手法やアプローチ手法を検討する。

○事業者との見守り協定等、民間との協力関係を推進する。

〔参考〕 事業の流れと実施者

★：名簿データの作成

		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
高齢者調査		民生委員訪問調査 →	結果まとめ ★	職員の訪問調査 →	★
災害時個別避難支援計画作成	未調査分の継続調査]	職員の訪問調査 →			
	災害時避難行動要支援者名簿確定 ※災害時のみ利用する名簿		更新 ★ 配 備		更新 ★
	新規・更新		★ 郵送調査 →	★ 職員の訪問調査 →	
	介護支援事業所による訪問調査（委託）		★	事業者の訪問調査 →	
見守り対象者名簿（避難行動要支援者名簿）を活用した見守り活動	町会・自治会、防災会による見守り活動 →	更新・配布 ★			
協定に基づく見守り活動	事業者による見守り活動 →				